バージョンアップ情報〔給与上手くんα〕

VERSION:24.004

日本ICS
TIS INTEC Group

2024 年 5 月 27 日

●給与上手くんα VERSION:14.403
●給与上手くんαクラウド・給与上手くんαクラウド SE VERSION:14.403

当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP・Vista・7・8.1 搭載機へのインストールは不可となっています。

◆ 令和 6 年度改正税制改正　定額減税 2 次対応

- 「定額減税計算」「各人別控除事績簿の出力」「明細書出力（控除税額の出力）」に対応しました。
- 既存マスターで給与・賞与業務等を起動するとバージョンアップメッセージを表示します。

◆ 入力・出力／給与・賞与

- 上部メニューバーの定額減税(G)に「減税対象者の確認(T)」「各人別控除事績簿(J)」を追加しました。
  「減税対象者の確認」画面より、令和 6 年 6 月 1 日以後最初に支払う給与等の処理月の扶養等の数、減税額等の確認ができます。
- 明細書入力画面の欄外に「定額減税：　x,xxx」の文言を表示するようにしました。

◆ 出力／出力処理

- 支払帳票（明細書等）／明細出力
  給与明細書および賞与明細書に「定額減税：　x,xxx」の文言を表示するようにしました。
  所得税には定額減税後の金額を表示します。
- 定額減税／各人別控除実績簿
  国税庁の参考様式に合わせた形式で、各人別控除事績簿を新設しました。

◆ その他の改良、修正を行いました。

※詳細は、次ページからの**“給与処理ｄｂ【給与計算】（VERSION: 14.403）の変更点”“定額減税　補足資料”**を参照してください。

ご注意

●他のＩＣＳシステムとマスターのやり取りを行われる場合は、他のＩＣＳシステム側も当改正対応プログラムのインストールを行い、バージョンを統一してください。

給与処理ｄｂ【給与計算】（VERSION:14.403）の変更点

定額減税　２次対応内容

■「定額減税計算」「各人別控除事績簿の出力」「明細書出力（控除税額の出力）」に対応しました。

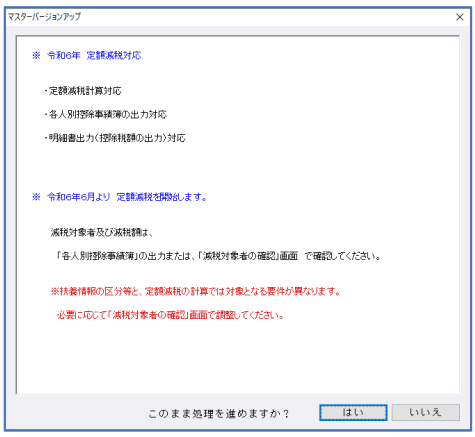

※既存マスターで給与・賞与業務等を起動すると
バージョンアップメッセージを表示します。

※ご注意※

●２次対応プログラムのインストール前に令和６年６月１日以後最初に支払う給与等（６月給与、６月賞与）から更新してしまうと定額減税額等の計算を行えません。（後述の減税対象者の確認画面を制御しているため）

●インストール前に令和６年６月１日以後最初に支払う給与等の処理月をロックしている場合、バージョンアップがかかっても定額減税額等の計算はされません。

●翌月更新業務は賞与⇔給与への更新時に前回支給日よりも前の支給日も設定可能ですが、プログラムの仕組み上、後から登録した給与等から減税額を引き直すような動作は行えません。
定額減税適用時期の給与等の処理については、支給日の順に更新してください。

●６月入社の社員登録はお早めに済ませるようお願いいたします。
定額減税の初月から翌月更新をすると、その後に社員登録をしても基準日在職者と判定できず、その方の減税額の計算はできません。特に翌月支給の会社は処理月５月分での登録をお願いいたします。

●社員登録の「本人情報」「扶養情報」「税額」タブから判定できるところまでは自動判定します。
ただし、源泉所得税とは要件が異なり、給与上手くんaシリーズでは判定が不可能な内容もありますので、必ず控除対象人数及び定額減税額の確認をお願いいたします。

●控除対象人数、定額減税額は、確定後（翌月更新後）は変更できなくなりますのでご注意ください。
※「令和６年分所得税の定額減税 Q&A」1-6 等より、令和６年６月１日以後最初の給与等の支払日以後に同一生計配偶者等の数に異動が生じても月次減税額は変わらないため。

●年調減税事務（控除計算、源泉徴収票等の出力など）は、令和６年年末調整プログラムにて対応予定です。

Ⅰ．給与・賞与

1）入力・出力／給与・賞与

①上部メニューバーの定額減税(G)に「減税対象者の確認(T)」「各人別控除事績簿(J)」を追加しました。

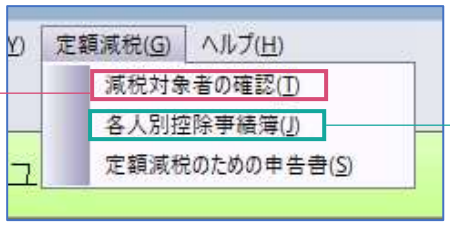

※後述参照

支給日が令和６年６月１日以後の処理月で使用できます。

②「減税対象者の確認」画面を新設しました。

●令和６年６月１日以後最初に支払う給与等の処理月の画面

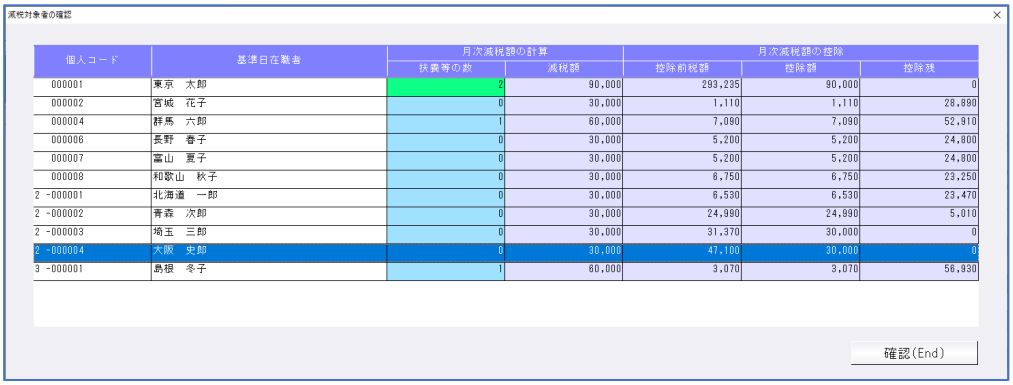

個人コード	基準日在職者	月次減税額の計算		月次減税額の控除		
		扶養等の数	減税額	控除前税額	控除額	控除残
000001	東京　太郎	2	90,000	293,235	90,000	0
000002	宮城　花子	0	30,000	1,110	1,110	28,890
000004	群馬　六郎	1	60,000	7,090	7,090	52,910
000006	長野　春子	0	30,000	5,200	5,200	24,800
000007	富山　夏子	0	30,000	5,200	5,200	24,800
000008	和歌山　秋子	0	30,000	6,750	6,750	23,250
2 -000001	北海道　一郎	0	30,000	6,530	6,530	23,470
2 -000002	青森　次郎	0	30,000	24,990	24,990	5,010
2 -000003	埼玉　三郎	0	30,000	31,370	30,000	0
2 -000004	大阪　史郎	0	30,000	47,100	30,000	0
3 -000001	島根　冬子	1	60,000	3,070	3,070	56,930

※カーソルの初期値は、給与処理画面で表示されている社員です。

・各項目説明

「個人コード」

部署コード+社員コード

「基準日在職者」

社員登録を基に「基準日在職者」を判定します。
原則、基準日在職者の判定の変更はできません。
判定基準は後述の枠囲み内《判定基準》1.本人の判定を参照ください。

※判定内容の変更を不可としたのは「令和６年分所得税の定額減税 Q&A」2-4 より、定額減税の適用を受ける受けないの選択はできず、基準日在職者は一律で受けるものであるためです。

「月次減税額の計算／扶養等の数」

社員登録の扶養情報を基に「扶養等の数」を判定しますが、扶養情報だけでは正確な判定はできませんので、必要に応じて正しい数に打ち換えてください。

扶養等の数の変更は、定額減税の初回の処理月のみ可能です。
更新後の変更はできませんので、必ず確認後に更新処理を行ってください。

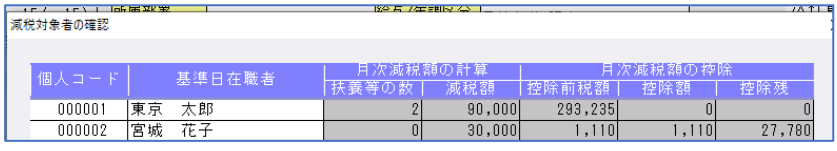

個人コード	基準日在職者	月次減税額の計算		月次減税額の控除		
		扶養等の数	減税額	控除前税額	控除額	控除残
000001	東京　太郎	2	90,000	293,235	0	0
000002	宮城　花子	0	30,000	1,110	1,110	27,780

翌月更新後は、扶養等の数もグレー欄になり、修正できなくなります。

※更新後に何らかの事情により変更が必要な場合は、所得税は実額で入力してください。
ただしその場合、明細書の定額減税額が正しく表示されず、各人別控除事績簿の金額も初回処理月に算出した数字から切り替わりません。明細書については個人メモ機能や手書き等で修正のご対応を、各人別控除事績簿については国税庁 HP の各人別控除事績簿を利用する等での管理となりますのでご注意ください。

例外として、休職者（給与支給なし）が復帰して初めての給与計算を行うタイミングでは、その社員に限り扶養等の数の変更が可能です。

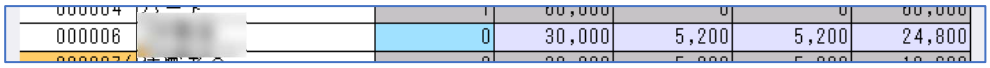

000006	[redacted]	0	30,000	5,200	5,200	24,800

000006 が休職明けの社員。この月のみ扶養等の数を変更可能です。

※申告書（一次対応）等の提出があった場合は、手動で打ち換える必要がある可能性が高いため、必ず社員登録の“扶養情報”と当画面の“扶養等の数”の確認をお願いします。

「月次減税額の計算／減税額」
（本人+扶養等の数）×30,000 円

「月次減税額の控除／控除前税額」
当月分の給与所得に係る定額減税の控除前の源泉所得税額

※「令和 6 年分所得税の定額減税 Q&A」5-3 より、前月給与の 10 倍超の賞与の場合の計算は、前月の月次減税額を控除する前の税額を基に算出します。

「月次減税額の控除／控除額」
当月分の定額減税の控除額　→給与の入力画面と給与明細書の欄外に表示される「定額減税」の額には、この金額（控除額）が転記されます。

「月次減税額の控除／控除残」
定額減税額－当月分までの控除額の合計額

《判定基準》
1.本人の判定
以下に該当する場合に「基準日在職者」と判定し、定額減税を行います。
本人情報タブ－入社年月日が令和 6 年 6 月 1 日以前、又は空欄
退職年月日が令和 6 年 6 月 1 日以降、又は空欄

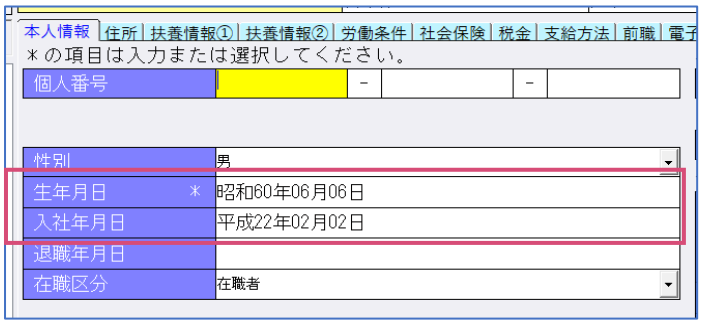

税金タブ－税額表区分が甲欄

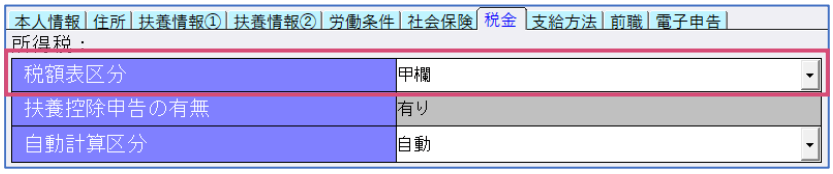

※本人の合計所得金額については、月次減税額の計算では考慮しません。
給与収入 2,000 万円を超える方や合計所得が 1,805 万円を超える方であっても基準日在職者となり控除します。

※休職者について
「令和 6 年分所得税の定額減税 Q&A」3-5 より、令和 6 年 6 月 1 日現在に給与等の支払いを受けていなかったとしても、扶養控除申告書を提出していれば基準日在職者に該当します。
「減税対象者の確認」画面でも、休職者で“支給あり”の社員は表示され、“支給なし”の社員も給与等が発生した月から表示されるようになります。

2.配偶者の判定

扶養情報 1 タブ－配偶者の配扶養区分が一般又は老人、かつ非居住者ではない

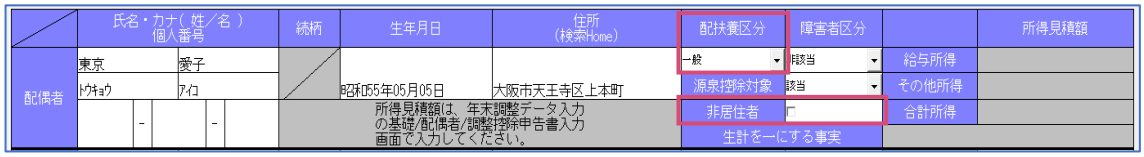

※配扶養区分が対象外の場合は、定額減税の計算においても「対象外」と判定しますが、実際は対象者であるケースもあります。必要に応じて申告書提出の確認と人数の調整をお願いします。
詳細は定額減税 2 次対応補足資料をご参照ください。

※合計所得要件について、配扶養区分においていずれかの区分が入っている＝48 万円以下であると判定しています。扶養親族についても同様です。

3.扶養親族の判定

扶養情報 1 タブ－配扶養区分が一般、特定、老人、同居老親等、年少、かつ非居住者ではない

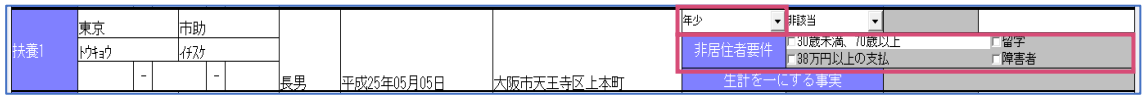

4.「□申告書情報と連動する」のチェックが外れているときの判定

連動を解除している場合は、扶養情報下部の人数から「扶養等の数」を算出します。

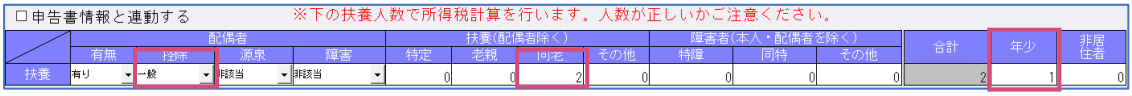

上の場合は、配偶者 1、同居老親 2、年少 1 で扶養等の数は「4」で減税額を計算します。

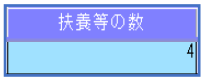

③入力画面の欄外に「定額減税： x,xxx」の文言を表示するようにしました。

※定額減税の金額は前述の「減税対象者の確認」画面の「控除額」です。

④社員登録で所得税の自動計算区分を実額入力にしている社員について
給与入力画面の「所得税」欄、及び減税対象者の確認画面の「控除前税額」欄の入力をすることで、定額減税額を算出します。

《明細書入力画面》

「定額減税＝控除前税額－所得税」で計算します。

《減税対象者の確認画面》

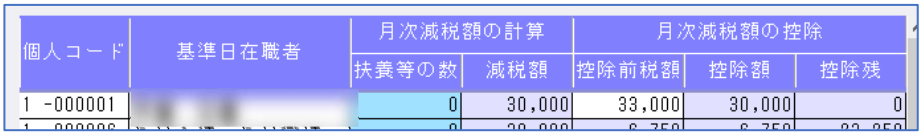

個人コード	基準日在職者	月次減税額の計算		月次減税額の控除		
		扶養等の数	減税額	控除前税額	控除額	控除残
1 -000001		0	30,000	33,000	30,000	0

※実額の設定の場合、過去月（前月のみ）での控除前税額の変更も可能です。
また、更新 SW 継続の場合は控除前税額を翌月に引き継ぎます。

※バージョンアップ前に 6 月に更新し、自動計算の所得税を実額入力状態（緑）にしている場合は、定額減税の計算を正しく算出できませんので、Delete 押下で自動計算に戻していただきますようお願いいたします。

2）出力／出力処理

①支払帳票（明細書等）／明細書出力

・給与明細書および賞与明細書に「定額減税：　x,xxx」の文言を表示するようにしました。
所得税には定額減税後の金額を表示します。

（二人分等）

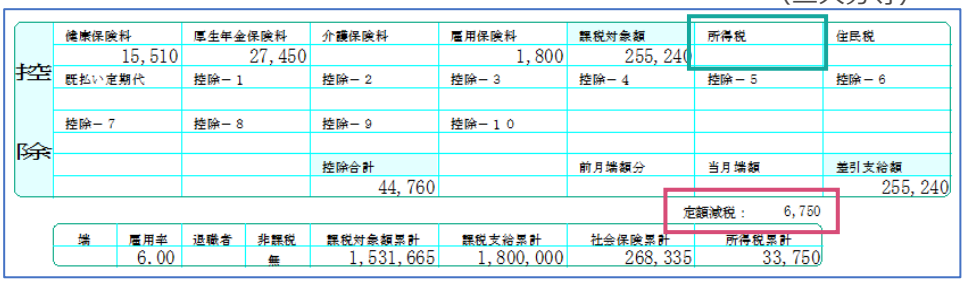

控除	健康保険料	厚生年金保険料	介護保険料	雇用保険料	課税対象額	所得税	住民税
	15,510	27,450		1,800	255,240		
	既払い定期代	控除－1	控除－2	控除－3	控除－4	控除－5	控除－6
	控除－7	控除－8	控除－9	控除－10			
			控除合計		前月端額分	当月端額	差引支給額
			44,760				255,240

定額減税：　6,750

端	雇用率	退職者	非課税	課税対象額累計	課税支給累計	社会保険累計	所得税累計
	6.00		無	1,531,665	1,800,000	268,335	33,750

（三人分）

控除	健康保険料	厚生年金保険料	その他社会保険料	雇用保険料	課税対象額	所得税	住民税
	15,030	27,450		1,830	255,690		
	控除－1	控除－2	控除合計		前月端額分	当月端額	差引支給額
			44,310				260,690

端	雇用率	退職者	非課税	課税対象額累計	課税支給累計	社会保険累計	所得税累計	定額減税：
	6.00		有	1,534,140	1,800,000	265,860	17,600	3,520

②定額減税／各人別控除事績簿

・国税庁の参考様式に合わせた形式で、各人別控除事績簿を新設しました。

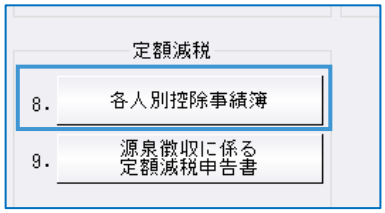

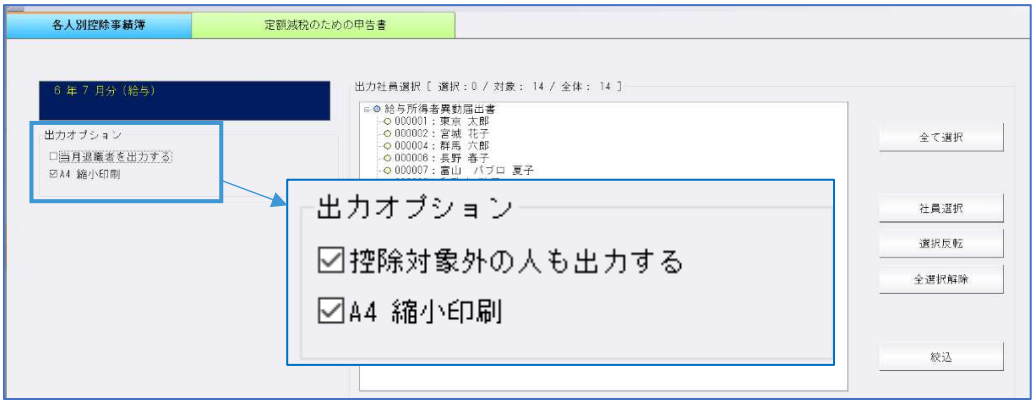

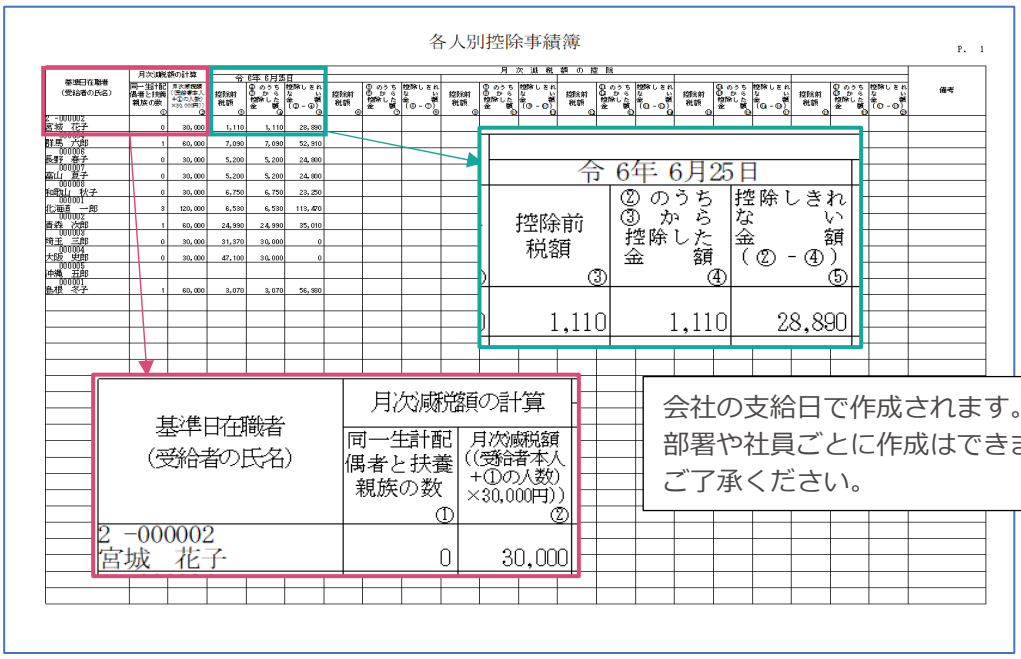

・各項目説明

「基準日在職者」

「月次減税額の計算／同一生計配偶者と扶養親族の数①」

「月次減税額の計算／月次減税額((受給者本人+①の人数)×30,000 円)②」

※前述の「減税対象者の確認」画面で調整した人数や金額が表示されます。（毎月固定）

「月次減税額の控除／控除前税額③」

「月次減税額の控除／②のうち③から控除した金額④」

「月次減税額の控除／控除しきれない金額(②－④)」

※前述の「減税対象者の確認」画面の「月次減税額の控除」の内容を毎月追加していきます。

・事績簿に載る人数が 30 名を超える、月次減税を行う月数が 6 か月を超える場合は、複数ページが自動作成されます。

P.1 には 30 名×6 か月分の記載可能で、それを超える場合には P.2 以降作成

（例）6～12 月分給与（賞与無し）まで定額減税された場合

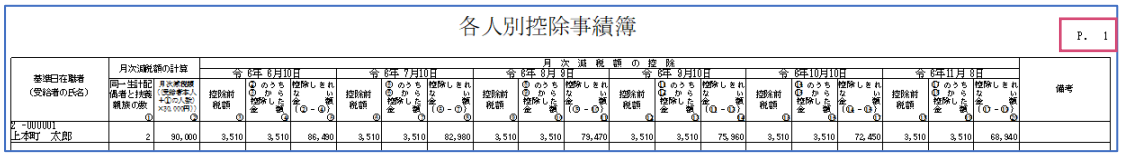

P.1 に 6～11 月の内容が出力されます。

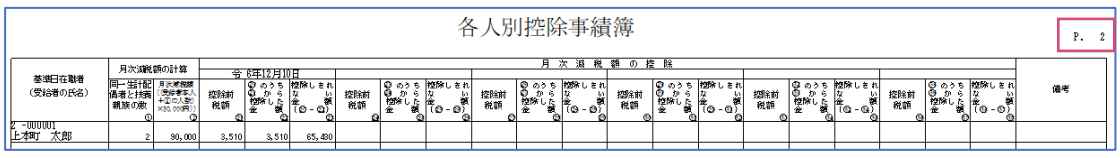

12 月が P.2 に出力されます。

Ⅱ．登録・導入

1）更新／翌年更新（翌月更新）

①更新時に注意喚起メッセージを出すようにしました。

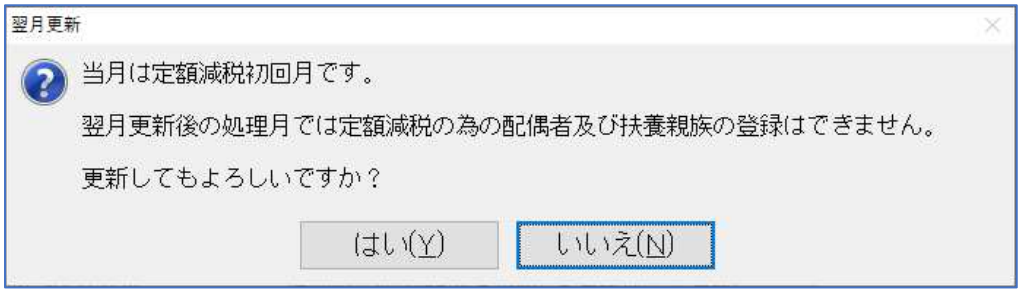

※更新後は、同一生計配偶者と扶養親族の登録を行っても減税対象者の確認画面の「減税額」は変更できませんので、予め確認してから更新いただきますようご注意ください。

Ⅲ．表形式（※給与上手くんaProⅡのみ）

1）表形式／給与マスター表形式処理

①給与マスター表形式処理

ファイル項目設定のタイプ１～５の出力専用タイプの項目番号 629 に、「定額減税」を追加しました。

※既存マスターの設定は、初期値「空欄」です。

CSV の表現について

「定額減税：6,750」 → 定額減税対象者で今月 6,750 円控除
「空欄」 → 定額減税しない者（乙欄、退職者など）
「定額減税：0」 → 定額減税対象者だが、所得税がなかったり、控除しきって減税額の残額がないケース

その他注意点

●共働き夫婦の控除対象扶養親族について
夫婦いずれも甲欄適用で勤務している場合について、例えば夫側の扶養控除等申告書に記載した 16 歳未満の子を、妻側の定額減税の対象者としたい場合は、夫側には子の記載のない申告書を、妻側には子の記載された申告書を提出する必要があります。

●過去月での社員データの修正
例えば 6 月給与→7 月給与と進めたとき、月移動で過去月 6 月給与の社員登録を変更することは可能ですが、減税対象者の確認画面は翌月更新後は変更できないよう制御しています。過去月で社員を登録しても「基準日在職者」とはならず、また扶養情報等の変更も「扶養等の数（減税対象者の確認画面）」には反映しません。またこれらの変更を当月に反映させても当月の減税対象者の確認画面に反映しません。（源泉所得税はこれまで通り過去月の変更も反映した計算となります。）
月次減税処理が始まったあとに定額減税の計算に関わるような変更があった際は、年調での定額減税の適用となります。（「令和 6 年分所得税の定額減税 Q&A」1-6 等）

●追加社員の台帳での過去月入力
令和 6 年 6 月 1 日以降最初の給与等の支払月から翌月更新をした後に追加した社員について、賃金台帳業務のオプションから「追加社員の過去月データの作成」で 6 月の入力を行ったとしても、定額減税の計算等はしません。当月処理を削除して 6 月処理（初回減税月）中に社員を追加するか、手計算での月次減税処理をお願いいたします。なお追加社員について手計算をする場合は、給与明細書に定額減税の金額は記載されず、ICS の各人別控除事績簿にも載りません。明細書については個人メモ機能や手書き等でのご対応を、各人別控除事績簿については国税庁 HP の各人別控除事績簿を利用する等での管理をお願いいたします。

●支給日の異なる社員について
部署や個人で支給日が異なるような場合であっても、会社の 6 月分の支給日で動作します。
会社：当月 25 日支給（6/25）、A 社員：翌月 5 日支給（7/5） → A 社員の定額減税は 6/5 から開始となりますが、給与 db では対応できません。A 社員の支給日を当月 5 日支給に変更する等、運用でご対応お願いします。

●7 月以降に新規会社登録をする場合について
定額減税額を直接変更することはできないため、すでに定額減税の行われている状態から処理を開始することはできません。6 月から入力していただくか、所得税を手入力いただくなどでの対応をお願いいたします。手入力いただいた場合は、給与明細書に定額減税の金額は記載されず、ICS の各人別控除事績簿の作成もできません。国税庁 HP の各人別控除事績簿を利用する等での管理をお願いいたします。明細書については個人メモ機能や手書き等でのご対応を、各人別控除事績簿については国税庁 HP の各人別控除事績簿を利用する等での管理をお願いいたします。

●作成帳票の保存義務期間
- 「源泉徴収に係る定額減税のための申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書」は 7 年間の保存義務があります。
- 「各人別控除事績簿」は作成義務のある帳票ではありませんが、作成した場合は源泉所得税及び復興特別所得税の徴収又は納付に関する帳簿書類として、源泉徴収簿と同様に 7 年間保存が必要です。

●改正対応がなかった帳票（明細書以外）の「所得税」項目
定額減税額の記載はしません。所得税は定額減税後の金額となっています。
源泉徴収簿兼賃金台帳では「値が 0 の場合ゼロを出力する」設定になっていると、定額減税額を控除して「0」なのか源泉所得税自体がない（空欄）のかの区別が可能です。

●社員が退職した場合の給与所得の源泉徴収票（年調しない場合）
源泉徴収で定額減税の適用を受けていても、再就職先での年末調整または確定申告で最終的な精算を行うため、源泉徴収票の摘要欄への定額減税額等の記載は必要ありません。（「令和 6 年分所得税の定額減税 Q&A」10-5）

●退職所得の源泉所得税
「令和 6 年分所得税の定額減税 Q&A」1-8 より、退職所得の源泉徴収の際は定額減税は実施しません。そのため退職金明細書や退職所得の源泉徴収票については特に改正対応はありません。
（退職所得については、確定申告で定額減税額の控除を受けることができます。）

修　正

Ⅰ．給与・賞与

1）社会保険データ作成

①算定対象期間中に被保険者区分の一般及び短時間労働者が混在する場合の社会保険データ作成について、日本年金機構の届書作成プログラムでのチェックで「総計不正」のエラーにならないよう修正しました。区分が混在する場合は、基礎日数が 17 日以上である月の金額を合算して総計に設定します。

②作成年月日、提出日にうるう年の 2 月 29 日の入力ができなかったのを修正しました。

定額減税　補足資料

Ⅰ．基準日在職者及び、その配偶者、扶養親族の判定について

1）本人

①本人

・令和６年６月１日現在、給与の支払者のもとで勤務している人のうち、給与等の源泉徴収において、源泉徴収税額表の甲欄が適用される居住者の人（その給与の支払者に扶養控除申告書を提出している居住者の人）

②マスターバージョンアップ

・２次対応バージョンアップ時に基準日在職者であるかの判定を下記項目に基づき行います。

＊入社年月日　令和６年６月１日以前（空白含む）
＊退職年月日　令和６年６月１日以降（空白含む）
＊税額表区分　甲欄

※合計所得金額が 1,805 万円超の場合は定額減税の対象外となりますが、基準日在職者の判定においては考慮せずに月次定額減税の処理を行います（合計所得 1805 万円超が確実でも）。
そのため通常月において社員登録：扶養情報①の「本人の所得見積額（前年の合計所得金額）」欄の金額は考慮しません。
「令和６年分所得税の定額減税 Q&A」2-2、2-8、3-4 等

個人コード	基準日在職者	月次減税額の計算	
		扶養等の数	減税額
1 -000001	基準日在職者	0	30,000

1,805 万超でも対象
本人分３万円

③減税対象者の確認

・基準日在職者と判定した場合は減税対象者の確認画面に表示します。

【初回月額減税月】例：R6/6/25（給与）

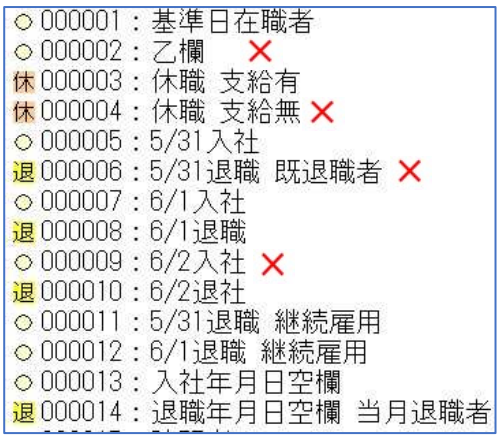

個人コード	基準日在職者
1 -000001	基準日在職者
1 -000003(休)	休職　支給有
1 -000005	5/31入社
1 -000007	6/1入社
1 -000008(退)	6/1退職
1 -000010(退)	6/2退社
1 -000011	5/31退職　継続雇用
1 -000012	6/1退職　継続雇用
1 -000013	入社年月日空欄
1 -000014(退)	退職年月日空欄　当月退職者

※図の社員のツリー表示は、源泉対象者と非対称者を見比べるために非対称者に×マークを付けております。

・翌月更新後の月において登録状況に応じて減税対象者の確認画面での表示が変わる場合があります。

【翌月更新後】例：R6/7/10（賞与）

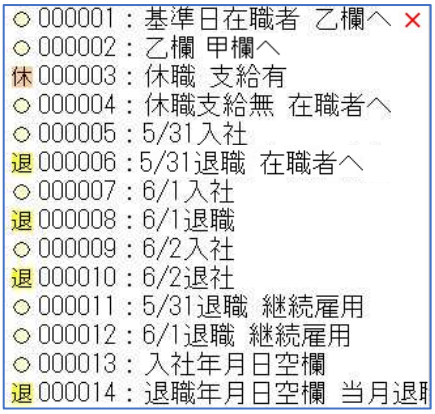

個人コード	基準日在職者	扶養等の数	減税額
1 -000003(休)	休職　支給有	0	30,000
1 -000004	休職支給無　在職者へ	0	30,000
1 -000005	5/31入社	0	30,000
1 -000007	6/1入社	0	30,000
1 -000011	5/31退職　継続雇用	0	30,000
1 -000012	6/1退職　継続雇用	0	30,000
1 -000013	入社年月日空欄	0	30,000

※図の社員のツリー表示は、源泉対象者と非対称者を見比べるために非対称者に×マークを付けております。

甲欄→乙欄：甲欄だった社員が翌月更新後の処理月において乙欄となった場合に非表示にします（年内で再び甲欄に戻った場合は表示しません。）000001 番

乙欄→甲欄：乙欄だった社員が翌月更新後の処理月において甲欄となった場合は継続して表示しません。000002 番

休職→復帰：休職者で支給無しだった社員が翌月更新後の処理月において在職者又は休職者の支給有りとなった場合に表示します。初回月額減税月のみ扶養等の数が変更可能です。000004 番

既退職者へ：翌月更新後既退職者となる社員は非表示にします。000008 番、000010 番、000012 番

当月退職者へ：初回減税月の減税対象者の確認画面に 5/31 退職等、表示されていなかった社員について、翌月以降に退職年月日を消して在職者としても減税対象者の確認画面に表示しません。000006 番

2）配偶者

①マスターバージョンアップ

・2 次対応バージョンアップ時に、基準日在職者の配偶者が定額減税の対象となるかの判定を下記項目に基づき行います。

＊配扶養区分
＊源泉控除対象区分
＊非居住者

※当プログラムバージョンアップ以前から既に配偶者の合計所得見積額を入力済みであった場合にその合計所得見積金額は定額減税の対象であるかの判定に使用しません。
（入力した金額によって配扶養区分と源泉控除対象区分の選択肢については従前から考慮されています）また、扶養情報②の「退職所得を除いた所得見積額」も使用しません。

・通常は令和 5 年年末調整時に扶養控除申告書や配偶者控除申告書をもって決定した、配扶養区分及び源泉控除対象区分を翌年更新後の令和 6 年でも引き継いで使用しています。
配扶養区分を対象外、源泉控除対象区分を非該当と設定している場合について、正確に定額減税控除の対象であるかの判断を行うことができないため、この場合の登録は**一律で定額減税対象外の配偶者**であると判定します。

・2 次対応バージョンアップ後、判定結果と各種申告書の提出状況に応じて減税対象者の確認画面で調整を行ってください。

②同一生計配偶者

・その年の 12 月 31 日（納税者が年の中途で死亡し又は出国する場合は、その死亡又は出国の時の状況）で、納税者と生計を一にする配偶者（青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払いを受けていない人又は白色申告書の事業専従者ではない人に限ります。）で、年間の合計所得金額が 48 万円以下の人をいいます。

・配偶者の定額減税控除の要件としては同一生計配偶者（居住者）且つ、本人の合計所得金額が 1,805 万円以下である必要があります。ただし、月次減税事務においては本人の合計所得金額は考慮しないため、同一生計配偶者（居住者）であれば、配偶者分の 3 万円加算して定額減税控除されることとなります。

・同一生計配偶者であるかの判定は令和 6 年 6 月 1 日以後最初の月次減税事務を行うときまでに提出された扶養控除申告書において行われます。また、扶養控除申告書に記載される配偶者は源泉控除対象配偶者に限られるため、記載されていない同一生計配偶者については「源泉徴収に係る申告書」の記載内容に基づいて判定を行います。

・年調減税時、本人の合計所得金額が 1,805 万円超で定額減税が対象外となる同一生計配偶者については月次減税で控除していた定額減税額を精算することとなります。

③同一生計配偶者と各種申告書

・扶養控除申告書

同一生計配偶者となるのは図 1 縦軸の配偶者の合計所得金額が 48 万円以下の人となりますが、扶養控除申告書に記載されるのは青枠の源泉控除対象配偶者（詳細は後述）です。本人の合計所等金額が 900 万円超の同一生計配偶者は記載されません。そのため扶養控除申告書で確認可能な定額減税対象の配偶者は源泉控除対象配偶者且つ同一生計配偶者である赤枠部分のみになります。
記載された「令和 6 年中の所得の見積額」が 48 万円以下（図 1 赤枠内）であることと「非居住者である親族」についても〇がないか確認が必要です。

図 1

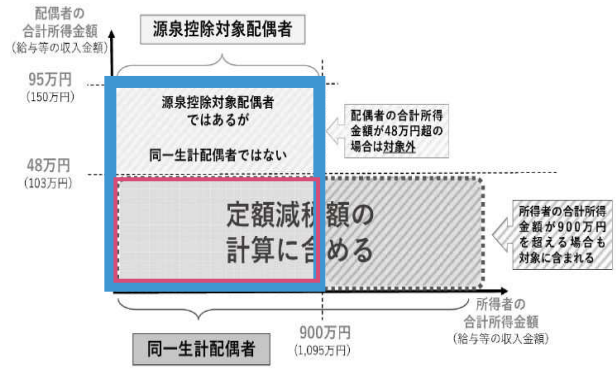

参考：令和 6 年分所得税の定額減税のしかた
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0023012-317.pdf

・源泉徴収に係る定額減税のための申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書

図 2 黄色枠の同一生計配偶者は扶養控除申告書に記載されません。月次減税処理の対象に含めるためには令和 6 年 6 月 1 日以後最初の月次減税事務を行うときまでに「源泉徴収に係る定額減税のための申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載して提出する必要があります。
「居住者に該当」と「本年中の合計所得金額の見積額」欄が 48 万円以下であることを確認します。

図２

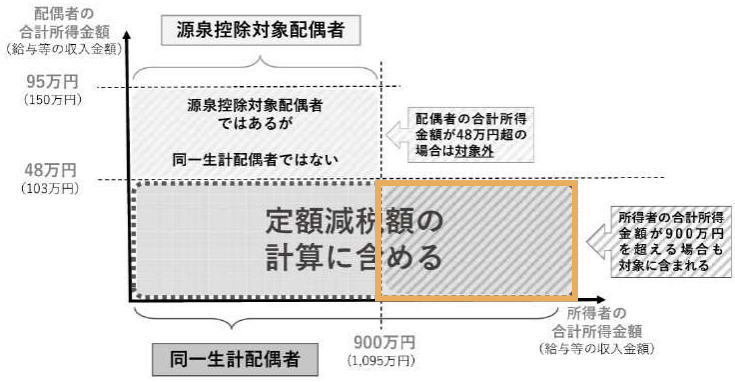

参考：令和６年分所得税の定額減税のしかた
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0023012-317.pdf

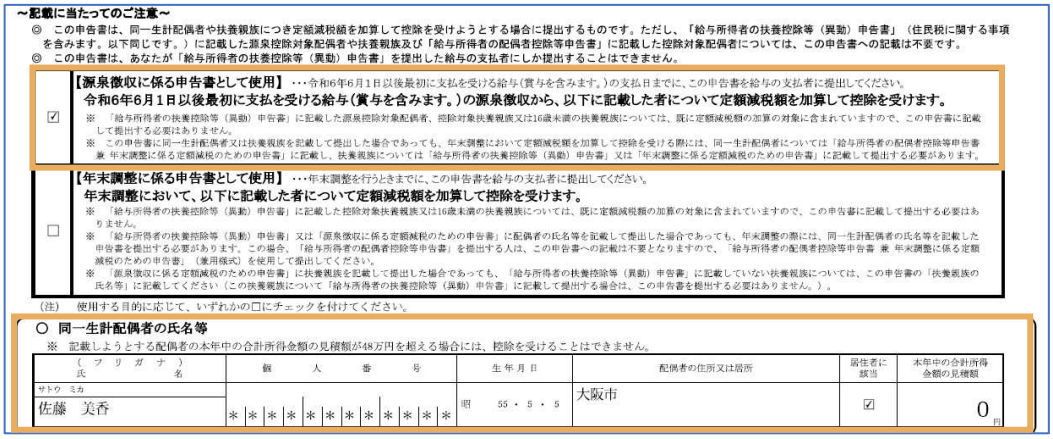

～記載に当たってのご注意～

◎ この申告書は、同一生計配偶者や扶養親族につき定額減税額を加算して控除を受けようとする場合に提出するものです。ただし、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」（住民税に関する事項を含みます。以下同じです。）に記載した源泉控除対象配偶者や扶養親族及び「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載した控除対象配偶者については、この申告書への記載は不要です。

◎ この申告書は、あなたが「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出した給与の支払者にしか提出することはできません。

☑ 【源泉徴収に係る申告書として使用】 …令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与（賞与を含みます。）の支払日までに、この申告書を給与の支払者に提出してください。
令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与（賞与を含みます。）の源泉徴収から、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。
※ 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載した源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額の加算の対象に含まれていますので、この申告書に記載して提出する必要はありません。
※ この申告書に同一生計配偶者又は扶養親族を記載して提出した場合であっても、年末調整において定額減税額を加算して控除を受ける際には、同一生計配偶者については「給与所得者の配偶者控除等申告書兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載し、扶養親族については「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」又は「年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載して提出する必要があります。

☐ 【年末調整に係る申告書として使用】 …年末調整を行うときまでに、この申告書を給与の支払者に提出してください。
年末調整において、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。
※ 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載した控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額の加算の対象に含まれていますので、この申告書に記載して提出する必要はありません。
※ 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」又は「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に配偶者の氏名等を記載して提出した場合であっても、年末調整の際には、同一生計配偶者の氏名等を記載した申告書を提出する必要があります。この場合、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出する人は、この申告書への記載は不要となりますので、「給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」（兼用様式）を使用して提出してください。
※ 「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に扶養親族を記載して提出した場合であっても、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載していない扶養親族については、この申告書の「扶養親族の氏名等」に記載してください（この扶養親族について「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載して提出する場合は、この申告書を提出する必要はありません。）。

（注） 使用する目的に応じて、いずれかの☐にチェックを付けてください。

○ 同一生計配偶者の氏名等
※ 記載しようとする配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

（フリガナ）氏名	個人番号	生年月日	配偶者の住所又は居所	居住者に該当	本年中の合計所得金額の見積額
サトウ ミカ 佐藤　美香	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	昭 55・5・5	大阪市	☑	0 円

・源泉徴収に係る定額減税の申告書をもって配偶者分の定額減税控除を行った場合、年末調整であらためて申告書を提出する必要があります。

④扶養情報①の登録について

・所得別の同一生計配偶者の登録方法と給与処理 db の判定結果は以下の通りです。
（非居住者のチェック無し）

一般/該当 配扶養区分：一般　障害者区分：非該当 源泉控除対象：該当	本人の合計所得金額 900 万円以下 配偶者の合計所金額 48 万円以下	定額減税対象者と判定し、減税対象者の確認で+1 します。 ただし、扶養控除申告書の確認は必要です。
一般/非該当 配扶養区分：一般　障害者区分：非該当 源泉控除対象：非該当	本人の合計所得金額 900 万円超～1,000 万円以下 配偶者の合計所得金額 48 万円以下	定額減税対象者と判定し、減税対象者の確認で+1 します。 ただし、源泉徴収に係る申告書の提出及び確認が必要です。申告書未定出の場合等、必要に応じて定額減税の確認画面で調整してください。
対象外/非該当 ※下記詳細 配扶養区分：対象外　障害者区分：非該当 源泉控除対象：非該当	本人の合計所得金額 1,000 万円超 配偶者の合計所得金額：48 万円以下	定額減税対象外と判定します。 申告書の提出及び確認が必要です。必要に応じて定額減税の確認画面で調整してください。

※詳細

対象外/非該当を設定する配偶者は以下のⅠ～Ⅲに分類されますが、月次減税事務の対象は同一生計配偶者であるⅠ、Ⅱ（いずれも居住者）となります。

定額減税 2 次対応時（2024 年 5 月）では、配偶者の所得見積額は未入力状態であることが一般的です。また、年末調整の事務作業においても配偶者の合計所得金額が明らかに配偶者（特別）控除を適用できない場合は配偶者の所得見積額を入力せずに、手動で対象外/非該当を選択して年末調整計算を行う実務上の操作を考慮し、対象外/非該当の区分の配偶者は**所得見積額の入力に関わらず一律で定額減税対象外**として判定を行います。

Ⅰ．本人の合計所得金額が 1,000 万円超～1,805 万円以下（最終ページ黄色エリア〇）
配偶者者の合計所得金額が 48 万円以下（同一生計配偶者）
配偶者分の減税は申告書の提出状況に応じて調整

Ⅱ．本人の合計所得金額が 1,805 万円超～（最終ページ黄色エリア△）
配偶者者の合計所得金額が 48 万円以下（同一生計配偶者）
→本人が 1,805 万円超であるが、月次減税においては定額減税対象
配偶者分の減税は申告書の提出状況に応じて調整

Ⅲ．本人の合計所得に関わらず、配偶者の合計所得金額が 95 万円超、又は本人の合計所得金額が 900 万円超で配偶者の合計所得金額が 48 万円超～95 万円（最終ページ黄色エリア×）
→同一生計配偶者ではないため、定額減税対象外の配偶者

・Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの配偶者について、全て定額減税対象の配偶者として判定しないため、減税対象者の確認画面では本人分の 3 万円が月次定額減税額となります。Ⅰ、Ⅱの配偶者分 3 万円分定額減税に加算する場合は扶養等の数欄で実額での調整が必要です。

個人コード	基準日在職者	月次減税額の計算	
		扶養等の数	減税額
2 -000001	Ⅰ　同一生計配偶者	0	30,000
2 -000002	Ⅱ　同一生計配偶者	0	30,000
2 -000003	Ⅲ　同一生計配偶者×	0	30,000

調整

月次減税額の計算	
扶養等の数	減税額
1	60,000
1	60,000
0	30,000

⑤源泉控除対象配偶者

・給与所得者（合計所得金額が 900 万円以下の人に限る）と生計を一にする配偶者（青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払いを受けていない人又は白色申告書の事業専従者ではない人　に限ります。）で合計所得金額が 95 万円以下の人をいいます。
源泉控除対象配偶者は毎月の給与計算の所得税（控除前税額）で扶養+1 として計算しますが、定額減税に加算する配偶者の判定については配偶者の合計所得金額が 48 万円以下である必要があります。扶養控除申告書の「A 源泉控除対象配偶者」欄と併せて合計所得金額の確認を行ってください。

⑥源泉控除対象配偶者と申告書

・扶養控除等申告書
「A 源泉控除対象配偶者」欄に記載された源泉控除対象配偶者のうち定額減税対象の配偶者は同一生計配偶者（48 万円以下）である赤枠部分となります。青枠部分に関しては 48 万円超となり、同一生計配偶者ではないため定額減税の計算において加算（配偶者分+30,000）すると誤りとなります。
扶養控除申告書では「A 源泉控除対象配偶者」欄に記載された配偶者の「令和 6 年中の所得見積額」欄が 48 万円以下であるかと「非居住者である親族」について〇が無いか確認が必要です。

図 3

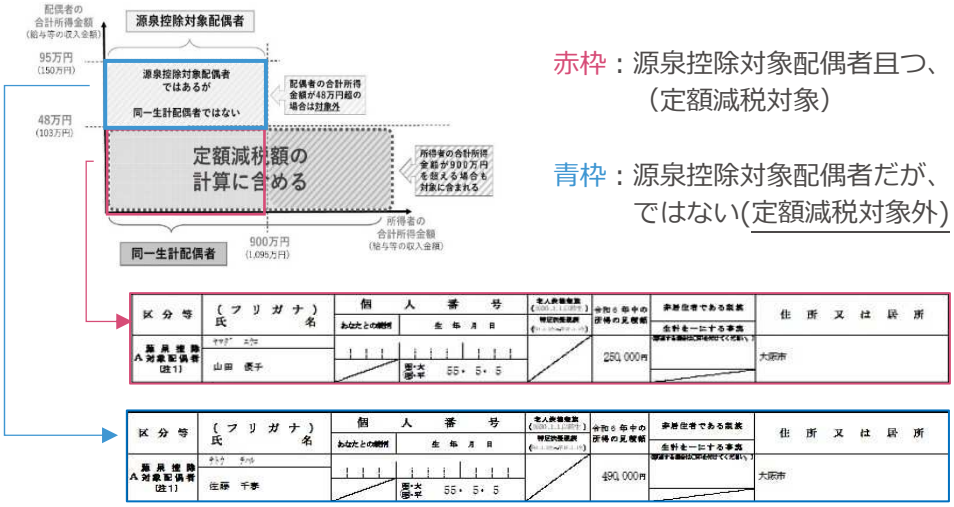

赤枠：源泉控除対象配偶者且つ、同一生計配偶者（定額減税対象）

青枠：源泉控除対象配偶者だが、同一生計配偶者ではない(定額減税対象外)

参考：令和 6 年分所得税の定額減税のしかた
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0023012-317.pdf

⑦扶養情報①の登録について（居住者）

一般/該当（赤枠） 配扶養区分：一般 / 障害者区分：非該当 源泉控除対象：該当	本人の合計所得金額 900 万円以下 配偶者の合計所金額 48 万円以下	定額減税対象者と判定し、定額減税の確認画面で+1 します。 ただし、扶養控除申告書の確認は必要です。 （上述の同一生計配偶者と重複します）
対象外/該当（青枠） 配扶養区分：対象外 / 障害者区分：非該当 源泉控除対象：該当	本人の合計所得金額 900 万円以下 配偶者の合計所得金額 48 万円超～95 万円以下	定額減税対象者外と判定します。 ただし、扶養控除申告書の確認は必要です。

⑧その他補足

●配偶者の定額減税対象の変更について

・判定は、配扶養区分、源泉控除対象区分、非居住者から行います。マスターバージョンアップ後の自動判定は、初回減税月はこれらの区分等を変更することで定額減税対象であるかも連動して変更されます。

・対象外/非該当を選択した配偶者についてマスターバージョンアップ後に配偶者の合計所得見積金額 48 万円以下を入力しても、所得見積額は考慮しないため、自動判定（水色）で定額減税対象の配偶者であるといった認識は行いません。減税対象者の確認画面において手動で調整してください。

●「令和 6 年分所得税の定額減税 Q&A」Q6-13 扶養控除申告書に記載された障害者である同一生計配偶者について

例：本人合計所得金額 900 万円超、配偶者の合計所得金額が 48 万円以下で一般の障害者定額減税控除対象の配偶者だが扶養控除申告書「A 源泉控除対象配偶者」には記載されない場合について、この配偶者が障害者であると「C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生」欄には記載されていることになります。QA では月次減税事務処理としては「源泉徴収に係る申告書」の提出が必要となっています。

扶養情報①ではこの配偶者は本人の合計所得金額が 900 万円超～1,000 万円以下の場合、配扶養区分：一般、源泉控除対象区分：非該当、障害者区分が一般となります。
上述に従い、プログラムでは定額減税対象の配偶者であると判定するため、「源泉徴収に係る申告書」の提出状況に応じて減税対象者の確認画面で調整してください。
本人の合計所得金額が 1,000 万円超の場合、配扶養区分：対象外、源泉控除対象区分：非該当、障害者区分が一般となります。上述に従い、定額減税対象外の配偶者と判断するため、「源泉徴収に係る申告書」の提出状況に応じて減税対象者の確認画面で調整してください。

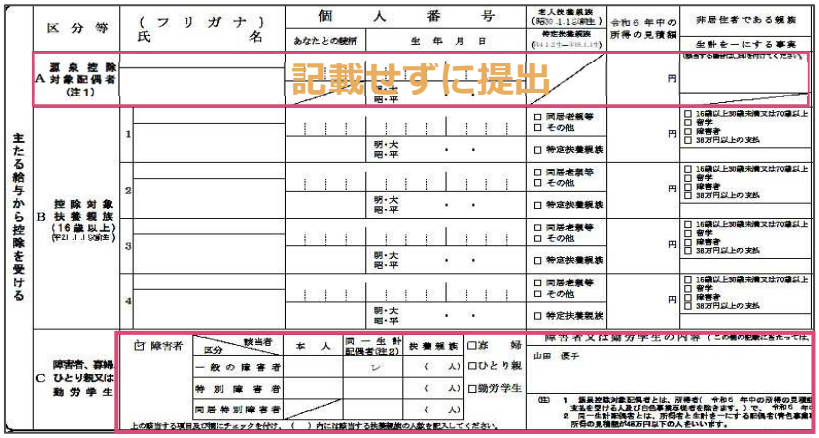

3）扶養親族

①マスターバージョンアップ

・2 次対応バージョンアップ時に、基準日在職者の扶養親族が定額減税の対象となるかの判定を下記項目に基づき行います。

＊配扶養区分
＊非居住者要件

※当プログラムアップ以前から既に扶養親族の合計所得見積額を入力済みであった場合にその合計所得見積金額は定額減税の対象であるかの判定に使用しません。
ただし、合計所得見積額が 48 万超であると配扶養区分が対象外しか選択できないため、結果的には定額減税の判定にも連動します。
また、扶養情報②の「退職所得を除いた所得見積額」も使用しません。

・2 次対応バージョンアップ後、判定結果と各種申告書の提出状況に応じて調整を行ってください。

②定額減税対象の扶養親族

・定額減税の対象となる扶養親族は控除対象扶養親族のうち居住者で年齢 16 歳以上である人（A）か居住者で 16 歳未満（B）である人となります。

③扶養親族と申告書

・扶養控除申告書の上記 A については赤枠、上記 B については緑枠にて「令和 6 年中の所得見積額」欄が 48 万円以下であるかと「非居住者である親族」欄に記載がないかを確認します。
上記 B の・16 歳未満の扶養親族について、令和 6 年扶養控除申告書提出時に扶養控除が適用されないことから記載を省略して提出されている場合があります。令和 6 年 6 月 1 日以後最初の月次減税事務を行うときまでに扶養控除申告書の再提出か、源泉徴収に係る申告書の提出が必要となります。
「令和 6 年分所得税の定額減税 Q&A」6-10

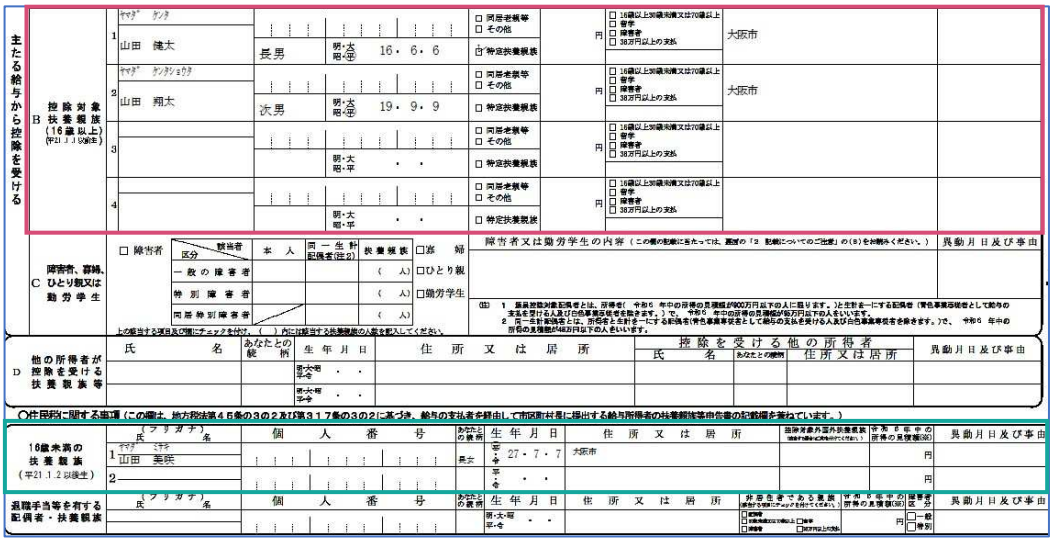

④扶養情報①の登録について

・配扶養区分が一般、特定、老人、同居老親、年少のいずれか（「対象外」以外）を選択し、非居住者要件の設定無しでマスターバージョンアップ時に定額減税対象と判定します。

Ⅱ．各種計算の補足

1)　実額入力時の対応

①マスターバージョンアップ

・所得税を実額入力する方法は、自動計算（水色）された所得税に直接金額を入力する（緑色）方法と社員登録の所得税自動計算区分で実額を選択し、入力する方法（白色）があります。
上記の方法でマスターバージョンアップ前に所得税を入力していた場合、以下のように動作しますので必ず確認を行ってください。

－ご注意－
既に 6 月支給分の明細書を作成済でデータロックをかけている場合は、当プログラムインストール後にデータロックの一括解除を行いマスターバージョンアップを行ってください。マスターバージョンアップをしないまま 6 月以降 2 回目の支給日へ更新すると定額減税が計算されません。

●実額入力（緑）

例 1：基準日在職者で定額減税額 30,000、控除前税額が 8,270 の人（初回 6 月）

1.マスターバージョンアップ前に所得税欄に入力していた金額は、所得税欄（控除後金額）にそのまま引き継ぎし、定額減税額は 0 円で表示します。

5,000 と手入力していた場合

0 と手入力していた場合

2.1.の時点で各人別控除事績簿を選択すると、以下のように表示し、正しく計算が行われません。

基準日在職者（受給者の氏名）	月次減税額の計算		令 6年 6月25日（給与）		
	同一生計配偶者と扶養親族の数 ①	月次減税額（（受給者本人＋①の人数）×30,000円） ②	控除前税額 ③	②のうち③から控除した金額 ④	控除しきれない金額（②－④） ⑤
000015 実額入力　緑	0	30,000	0	0	30,000
000017 実学入力　緑0円	0	30,000	0	0	30,000

3.所得税欄を Delete して自動計算状態にすることで定額減税額も正しく計算され、控除残額も正しくなります。バージョンアップ前に実額入力（緑）にしていた場合は必ず Delete してください。

定額減税：	8,270
所得税	住民税
0	0

基準日在職者（受給者の氏名）	月次減税額の計算		令 6年 6月25日（給与）		
	同一生計配偶者と扶養親族の数 ①	月次減税額（（受給者本人＋①の人数）×30,000円） ②	控除前税額 ③	②のうち③から控除した金額 ④	控除しきれない金額（②－④） ⑤
000015 実額入力　緑	0	30,000	8,270	8,270	21,730
000017 実学入力　緑0円	0	30,000	8,270	8,270	21,730

マスターバージョンアップ前に明細書の作成等、個別の事情で所得税欄に定額減税後の 0 円や定額減税控除後、控除しきれない金額となるようご自身で計算してご入力されていた場合は Delete の操作のみ行ってください。
Delete 後にあらためて所得税欄に入力を行う場合に理論上減税後の金額とならない数値となる場合はご注意ください。

例 2：基準日在職者で定額減税額 30,000、控除前税額が 30,130 の人（初回 6 月）
控除前税額 30,130 から定額減税額 30,000 減算し、控除しきれない金額の 130 を実額入力していた。

・マスターバージョンアップ直後

定額減税：	0
所得税	住民税
130	0

・Delete

定額減税：	30,000
所得税	住民税
130	0

同一生計配偶者と扶養親族の数 ①	月次減税額（（受給者本人＋①の人数）×30,000円） ②	控除前税額 ③	②のうち③から控除した金額 ④	控除しきれない金額（②－④） ⑤
0	30,000	30,130	30,000	0

例 3：注意が必要なケース
基準日在職者で定額減税額 30,000、控除前税額が 8,270 円の人がマスターバージョンアップ前に所得税欄に 5,000 入力していた場合（初回 6 月）。

この基準日在職者の場合、初回 6 月では控除前税額 8,270 全額定額減税控除され、Delete した後は、定額減税 8,270 所得税欄 0 と計算します。控除後の金額として再び所得税欄に 5,000 入力すると控除前税額 8,270 から 3,270 しか定額減税控除されていないことになります。
また、控除前税額以上の金額を所得税欄に入力した場合、全く定額減税控除されていないことになります。各人別控除事績簿においても「②のうち③から控除した金額④」についても全額控除されていない表記になります。

定額減税：	3,270
所得税	住民税
5,000	0

定額減税：	0
所得税	住民税
9,000	0

同一生計配偶者と扶養親族の数 ①	月次減税額（受給者本人＋①の人数）×30,000円）②	控除前税額 ③	②のうち③から控除した金額 ④	控除しきれない金額（②－④）⑤
0	30,000	8,270	3,270	26,730
0	30,000	8,270	0	30,000

●実額入力（自動計算区分）
例：基準日在職者で定額減税額 30,000、控除前税額が 8,270 の人（初回 6 月）

1.マスターバージョンアップ前に所得税欄に入力していた金額は、所得税欄（控除後金額）にそのまま引き継ぎし、定額減税額は 0 円で表示します。

5,000 と手入力していた場合

定額減税：	0
所得税	住民税
5,000	0

0 と手入力していた場合

定額減税：	0
所得税	住民税
0	0

2.1.の時点で各人別控除事績簿を選択すると、以下のように表示し、正しく計算が行われません。

基準日在職者（受給者の氏名）	月次減税額の計算		令 6年 6月25日（給与）		
	同一生計配偶者と扶養親族の数 ①	月次減税額（受給者本人＋①の人数）×30,000円）②	控除前税額 ③	②のうち③から控除した金額 ④	控除しきれない金額（②－④）⑤
000025 自動計算区分 5000	0	30,000	0	0	30,000
000027 自動計算区分 0	0	30,000	0	0	30,000

3.減税対象者の確認画面にて、控除前税額欄が空欄になっていますので入力します。

個人コード	基準日在職者	月次減税額の計算		月次減税額の控除		
		扶養等の数	減税額	控除前税額	控除額	控除残
000025	自動計算区分 5000	0	30,000	0	0	30,000
000027	自動計算区分 0	0	30,000	0	0	30,000

個人コード	基準日在職者	月次減税額の計算		月次減税額の控除		
		扶養等の数	減税額	控除前税額	控除額	控除残
000025	自動計算区分 5000	0	30,000	8,270	3,270	26,730
000027	自動計算区分 0	0	30,000	8,270	8,270	21,730

4.入力画面の所得税欄の金額を控除後の金額としますので、控除前税額-所得税欄＝控除額とし、入力画面の定額減税と各人別控除事績簿に表示します。上述と同様に理論上定額減税後の金額とならない数値を入力される場合はご注意ください。

定額減税：	3,270
所得税	住民税
5,000	0

定額減税：	8,270
所得税	住民税
0	0

基準日在職者（受給者の氏名）	月次減税額の計算		令 6年 6月25日（給与）		
	同一生計配偶者と扶養親族の数 ①	月次減税額（受給者本人＋①の人数）×30,000円）②	控除前税額 ③	②のうち③から控除した金額 ④	控除しきれない金額（②－④）⑤
000025 自動計算区分 5000	0	30,000	8,270	3,270	26,730
000027 自動計算区分 0	0	30,000	8,270	8,270	21,730

《補足》社員登録の所得税が自動計算区分の設定の場合の特例の動作

・減税対象者の確認画面で直前の過去月は控除前税額のみ入力が可能です。

個人コード	基準日在職者	月次減税額の計算		月次減税額の控除		
		扶養等の数	減税額	控除前税額	控除額	控除残
000001	基準日在職者	1	60,000	6,640	6,640	53,360
000025	自動計算区分　5000	0	30,000	8,270	3,270	26,730
000027	自動計算区分　0	0	30,000	8,270	8,270	21,730

・項目属性登録の控除の所得税の更新 SW で継続の設定は減税対象の確認画面の控除前税額についても継続します。

＊初回 6 月

定額減税： 8,270	
所得税	住民税
0	0

000027	自動計算区分　0	0	30,000	8,270	8,270	21,730

＊7 月

定額減税： 8,270	
所得税	住民税
0	15,000

翌月更新後も所得税と控除前金額を保持（継続）します。

000027	自動計算区分　0	0	30,000	8,270	8,270	13,460

2）賞与所得税の計算

①前月の給与の 10 倍を超える賞与の計算

・「令和 6 年分所得税の定額減税 Q&A」5-3 について対応するため、前月所得税の項目に前月の控除前税額をセットするように変更しています。

前月所得税額	720

例：基準日在職者である人が扶養親族なしのため定額減税額が 30,000。賞与計算期間 6 か月

6 月給与：本給 100,000
　　課税対象額 100,000
　　控除前税額 720
　　定額減税 720
　　所得税（控除後）0

7 月賞与：定額減税残額 29,280
　　本給 1,200,000
　　課税対象額 1,200,000
　　控除前税額 46,200
　　定額減税 29,280
　　所得税（控除後）16,920

1,200,000÷6＝200,000
200,000+100,000=300,000
300,000 を月額表に当てはめて 8,420
8,420-前月の給与に対する源泉徴収税額 720=7,700
7,700×6＝46,200（控除前税額）

控除前税額の算出額は定額減税以前の所得税額と変わらないこととなります。

Ⅲ．各種出力の補足

1）既存帳票の対応

①明細書出力

・欄外に「定額減税 XXXX」を表示します（☑最終頁に給与体系単位で合計を出力を除く）。「外国人登録者は英語出力」では「flat-amount cut」を表示します。

・基準日在職者が所得税（控除後）や初回 6 月分の住民税については徴収されないため、明細書に「0」を出力したい場合は「金額 0 の場合、ゼロ出力する」をチェックしてください。

・「定額減税」を給与体系登録で任意の場所に配置することはできません。

②その他の出力帳票

・明細書出力以外に定額減税を出力する対応は行っていません。その他の出力帳票に関しては下表を参考にしてください。

・減税対象者の確認画面及び、「扶養数の数」欄について対象の扶養の氏名を確認するための出力は対応していません。

帳票名	関連箇所	備考
・給与台帳兼賃金台帳	所得税	控除後の金額を表示。 項目設定対応なし。
・月別給与一覧表	所得税	控除後の金額を表示。0 円出力のオプションなし 項目設定対応なし。
・支給・控除一覧表	所得税	控除後の金額を表示。0 円出力のオプションなし
・累積情報リスト	所得税	控除後の金額を表示。
・次月計算基礎表	定額減税	欄外表示なし。
・所得税徴収高計算書	税額	控除後の金額を集計。摘要等記載必要なし 令和 6 年分所得税の定額減税 Q&A」Q10-10
・比較表	出力項目選択	保険・控除関係追加なし
・チェックリスト	定額減税	欄外表示なし。
・退職金明細書	対応なし	令和 6 年分所得税の定額減税 Q&A」Q1-8
・退職者用源泉徴収票交付用（受給者交付用）	対応なし	年調未済退職者は変更ありません。 年調する場合の対応は令和 6 年年末調整対応プログラム。令和 6 年分所得税の定額減税 Q&A」Q10-5

参 考

Ⅰ．基準日在職者及び減税対象者のフローチャート

1）基準日在職者の確認

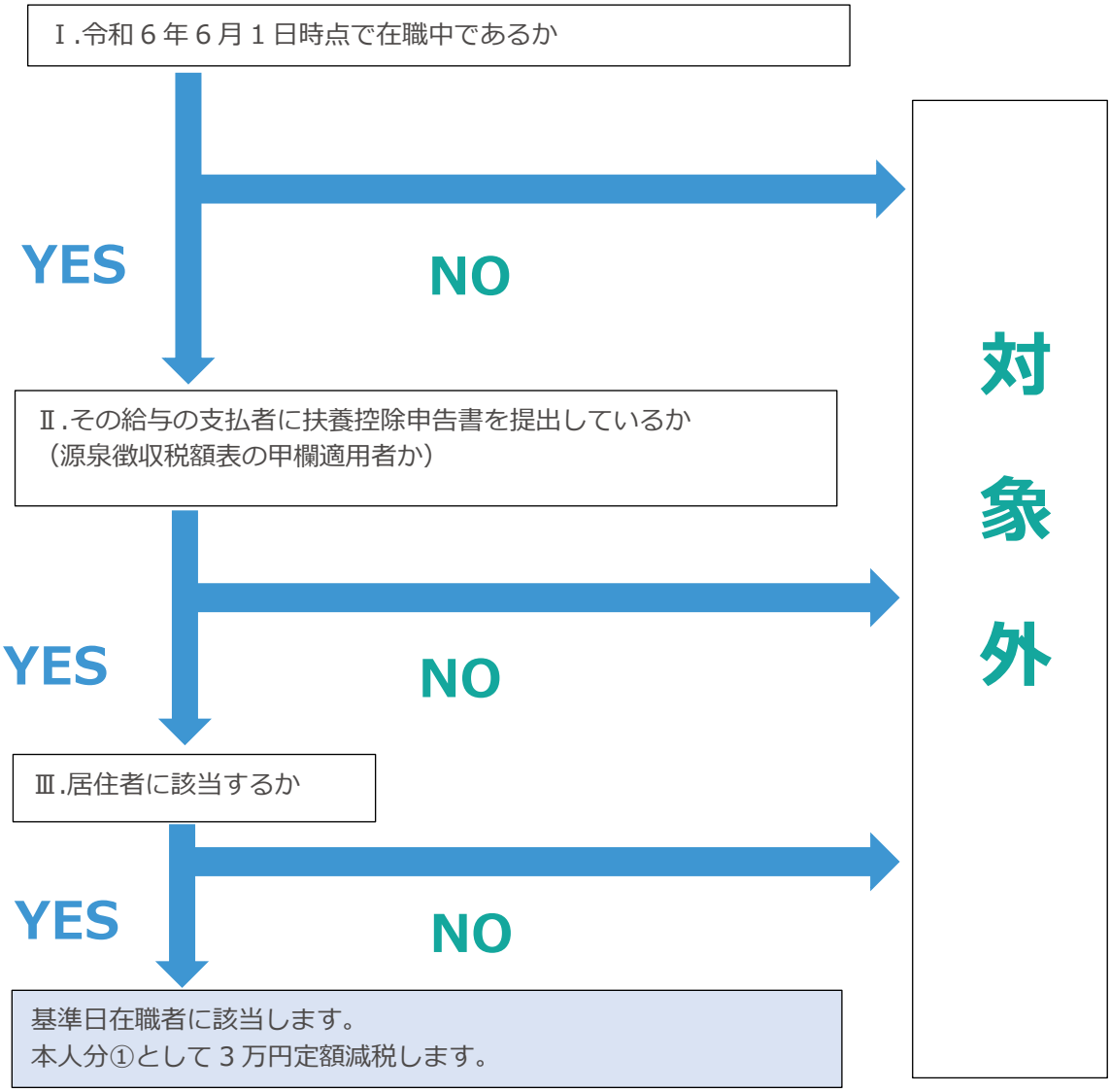

2）同一生計配偶者の確認

Ⅰ．基準日在職者に配偶者はいるか

YES

NO

加算なし

Ⅱ．扶養控除申告書のＡ欄に源泉控除対処配偶者の記載があるか

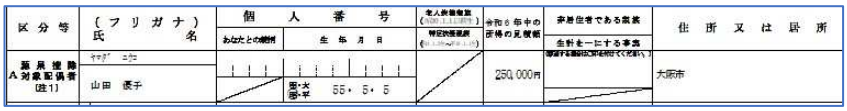

区分等	（フリガナ）氏名	個人番号			令和６年中の所得の見積額	非居住者である親族	住所又は居所
		あなたとの続柄	生年月日			生計を一にする事実	
基礎控除Ａ対象配偶者（注1）	ﾔﾏﾀﾞ ﾕｷｺ 山田 優子		昭・平 55・5・5		250,000円		大阪市

YES

NO

Ⅲ-1．その配偶者は、令和６年中の所得の見積額の欄が 48 万円以下で居住者に該当しているか

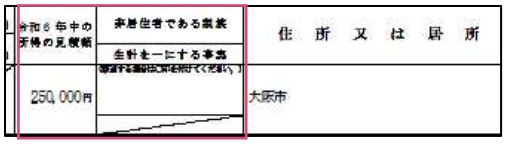

令和６年中の所得の見積額	非居住者である親族	住所又は居所
	生計を一にする事実	
250,000円		大阪市

令和６年扶養控除申告書で「令和６年中の所得の見積額」欄が 48 万円以下であることと、「非居住者である親族」に〇が無いか確認します。

Ⅲ-2．配偶者の氏名等が書かれた源泉徴収に係る申告書の提出を受けたか

「居住者に該当」欄のチェックと「本年中の合計所得金額の見積額」欄が 48 万円以下であることを確認します。

NO

加算なし

NO

YES

YES

同一生計配偶者に該当します。配偶者分②として３万円加算します。

《給与処理 db：補足》
給与上手くんでは社員登録の扶養情報①で設定した配扶養区分と源泉控除対象区分によってある程度の自動判定を行います（前述）
各申告書の内容を確認し、調整を行ってください。

3）扶養親族の判定

Ⅰ．基準日在職者に扶養親族（令和６年分の合計所得金額 48 万円以下）はいるか

YES → 加算なし

NO ↓

扶養控除申告書のＢ欄又は住民税に関する事項の 16 歳未満の扶養親族欄に扶養親族の記載があるか
・令和６年扶養控除申告書を確認してください。

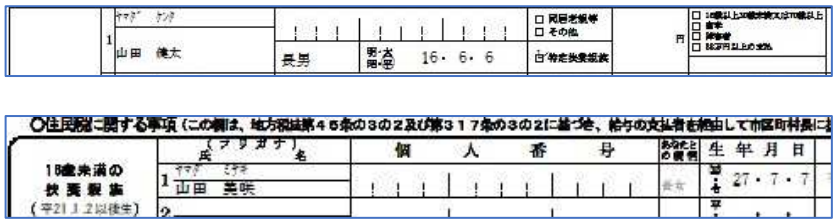

YES ↓

その扶養親族は、居住者に該当しますか
・令和６年扶養控除申告書の「非居住者である親族」欄にチェックが無いか確認してください。

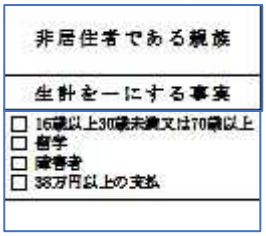

YES → 加算なし

NO ↓

扶養親族に該当します。
扶養親族分③として、３万円×人数分加算します。

NO ↓

扶養親族の氏名等が書かれた源泉徴収に係る申告書の提出を受けたか

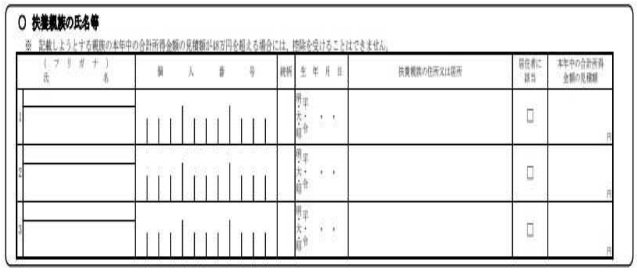

NO → 加算なし

YES ↓

扶養親族に該当します。
扶養親族分③として、３万円×人数分加算します。

4）基準日在職者の月次減税額

●上記、**1)、2)、３)**で確認した、青枠①+②+③が基準日在職者の月次減税額です。

Ⅱ．定額減税で確認する各種申告書

1）同一生計配偶者と扶養親族を把握するために確認する申告書について

月次減税事務時		通常の確認方法	例外的な確認方法※
同一生計配偶者	源泉控除対象者配偶者に該当する者	扶養控除申告書①	源泉徴収に係る申告書④
	源泉控除対象配偶者に該当しない者	源泉徴収に係る申告書②	
扶養親族（16 歳未満含む）		扶養控除申告書③	源泉徴収に係る申告書⑤

年調減税事務	同一生計配偶者と扶養親族を把握するために確認する申告書
同一生計配偶者①で確認	扶養控除申告書
同一生計配偶者②で確認	給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書兼所得金額調整控除申告書（本人の合計所得金額が 1000 万円超の場合は年末調整に係る定額減税の申告書）
扶養親族③で確認	扶養控除申告書
同一生計配偶者④で確認	扶養控除申告書、給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書兼所得金額調整控除申告書
扶養親族⑤で確認	扶養控除申告書（または年末調整に係る定額減税の申告書）

《参考》給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書兼所得金額調整控除申告書　（R6 年 5 月時点掲載様式案）

・給与所得者の基礎控除申告書、給与所得者の配偶者控除等申告書及び所得金額調整控除申告書との兼用様式とし、各欄に定額減税対象であるかの判定欄が追加される予定です。
・タイトル含め正式な様式の発表は、国税庁 HP にて令和６年９月下旬頃に掲載予定です。

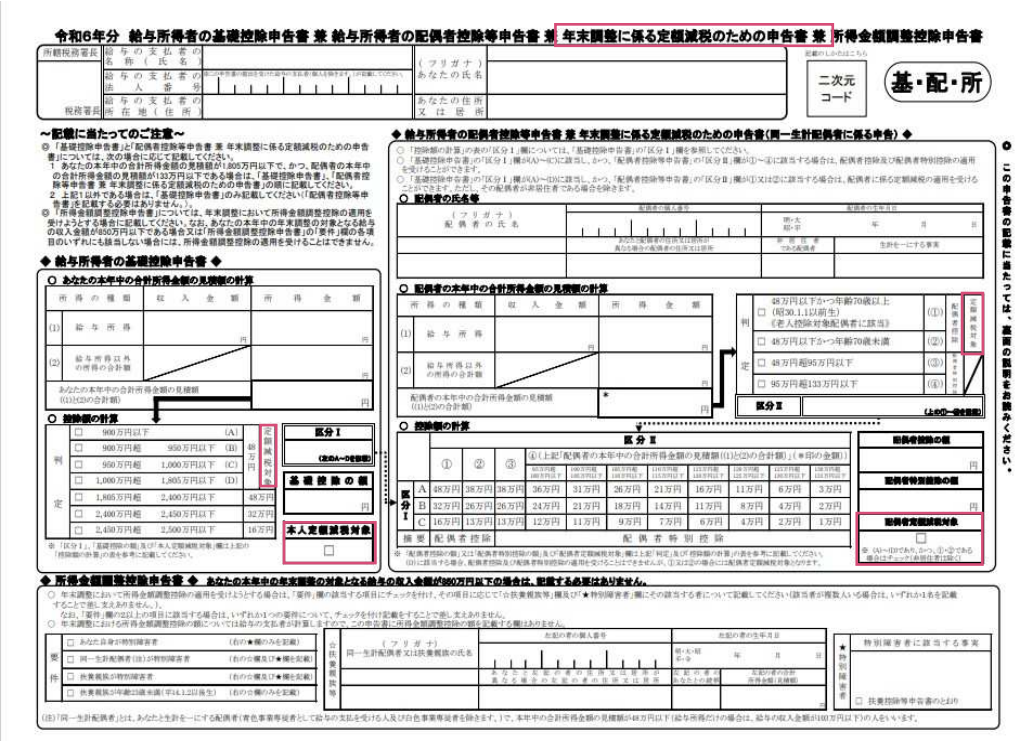
令和6年分　給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書

二次元コード　基・配・所

～記載に当たってのご注意～

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書(同一生計配偶者に係る申告) ◆

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆　あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。

この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

様式・記載例｜国税庁 (nta.go.jp)
https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/yoshiki.htm

Ⅲ．配扶養区分と源泉控除対象区分の選択について

1）所得税

①月次所得税計算及び年末調整時、本人の合計所得金額と配偶者の合計所得金額による区分の選択

所得税		控除をうける納税者本人の合計所得金額（給与所得のみの場合の給与収入）				
		900 万円以下（1,095 万円以下）	900 万円超 950 万円以下（1,095 万円超 1,145 万円以下）	950 万円超 1,000 万円以下（1,145 万円超 1,195 万円以下）	1000 万超 1805 万円以下（1195 万円 2000 万円以下）	1805 万円超（2000 万円～）
配偶者控除額及び配偶者の合計所得金額見積もり額	配偶者の合計所得金額 48 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円	配偶者（特別）控除対象外	
	老人控除対象配偶者	48 万円	32 万円	16 万円		
	48 万円超 95 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円		
	95 万円超 100 万円以下	36 万円	24 万円	12 万円		
	100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円		
	105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円		
	110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円		
	115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円		
	120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円		
	125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円		
	130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円		
	133 万超～	配偶者（特別）控除適用対象外				

赤エリア
一般/該当

緑エリア
一般/非該当

同一生計配偶者ライン

黄色エリア
対象外/非該当

青エリア
対象外/該当

2）定額減税

①定額減税対象の配偶者の範囲と 2 次対応時の区分による判定

- 赤　　：定額減税対象：扶養控除申告書で確認
- 青　　：定額減税対象外：源泉控除対象配偶者だが同一生計配偶者でない。扶養控除申告書で確認
- 緑　　：定額減税対象：源泉徴収に係る申告書で確認
- 黄色〇：定額減税対象：マスターバージョンアップ等の自動判定では対象外。源泉徴収に係る申告書の提出状況に応じて減税対象者の確認画面で調整
- 黄色△：本人 1805 万円超だが月次減税では対象：マスターバージョンアップ等の自動判定では対象外。源泉徴収に係る定額減税に係る申告書の提出状況に応じて減税対象者の確認画面で調整

定額減税		納税者本人の合計所得金額（給与所得のみの場合の給与収入）				
		900 万円以下（1,095 万円以下）	900 万円超 950 万円以下（1,095 万円超 1,145 万円以下）	950 万円超 1,000 万円以下（1,145 万円超 1,195 万円以下）	1000 万超 1805 万円以下（1195 万円 2000 万円以下）	1805 万円超（2000 万円～
定額減税判定結果及び配偶者の合計所得金額見積もり額	配偶者の合計所得金額 48 万円以下	〇	〇	〇	〇	△
	老人控除対象配偶者	〇	〇	〇	〇	△
	48 万円超 95 万円以下	×	×	×	×	×
	95 万円超 100 万円以下	×	×	×	×	×
	100 万円超 105 万円以下	×	×	×	×	×
	105 万円超 110 万円以下	×	×	×	×	×
	110 万円超 115 万円以下	×	×	×	×	×
	115 万円以下 120 万円以下	×	×	×	×	×
	120 万円超 125 万円以下	×	×	×	×	×
	125 万円超 130 万円以下	×	×	×	×	×
	130 万円超 133 万円以下	×	×	×	×	×
	133 万円超～	×	×	×	×	×

赤エリア 一般/該当

緑エリア 一般/非該当

紫枠同一生計配偶者

斜線部自動判定不可

黄色エリア 対象外/非該当

青エリア 対象外/該当

以上